

2025年度 彩の国カップ[®] 第30回埼玉県サッカー選手権大会

【大会要項】

第1条 大会名称

2025年度 彩の国カップ 第30回埼玉県サッカー選手権大会

第2条 主催団体

公益財団法人埼玉県サッカー協会

第3条 主管団体

公益財団法人埼玉県サッカー協会第1種委員会

第4条 共催

共同通信社さいたま支局 埼玉新聞社

第5条 後援

テレビ埼玉 FM NACK5 NHKさいたま放送局

第6条 協賛

株式会社モルテン

第7条 開催日程

2025年4月27日(日) 11:30キックオフ 【予備日：5/10(土)】

第8条 試合会場

埼玉スタジアム2002 第2グラウンド

第9条 参加チーム

公益財団法人日本サッカー協会（以下、JFA）に第1種登録している、以下の各項に定める2チームを参加チームとする

- 埼玉県社会人サッカー連盟に加盟し、連盟予選を勝ち上がった1チーム（アヴェントゥーラ川口）
- 埼玉県大学サッカー連盟に加盟し、連盟予選を勝ち上がった1チーム（東京国際大学体育会サッカー部）

第10条 大会方式

1試合の代表決定戦とする

第11条 参加資格

本大会への参加資格を有する選手及びスタッフは以下の各項を満たす者とする

- 当該年度、JFAへ登録されている選手であること（本大会の選手登録は1チーム最大40名以内とする）
- 別途、定められた期日までに本大会のエントリーが完了した選手及びスタッフであること
- 参加チームは、本大会に5名までの外国籍選手を参加申込みすることができる。そのうち試合にエントリーできるのは

3名までとする。ただし、J3に所属するチームにおいては外国籍選手の人数に制限を設けないものとする。また、J3チームの試合にエントリーできる外国籍選手の1チームあたりの上限は4名とする。なお、タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシアの国籍を有する選手は、Jリーグ提携国枠の選手として、外国籍選手ではないものとみなす

- (4) 外国籍の選手は就労または就学ビザ取得者に限り、JFAに外国人登録を行った上、登録できる
- (5) 日本で義務教育を受けた選手1名をJFAに申請し、外国籍扱いしない登録選手にすることができる
- (6) JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手は移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の第2種登録チームから選手3名まで各試合へのエントリーを認め、3名が出場できる。第1種、シニアの年代の選手は適用対象外とする。また、本大会に別チームで一度でも出場した選手は、クラブ申請制度においても適用されない
- (7) チームは試合出場に際し、WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証、登録選手一覧を印刷、あるいはスマートフォンやPC等の画面に表示することができるようにしておかなければならない。
ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものとする

第12条 エントリー

すべてのチームは所定の手続きにより指定された期日までに届け出なければならない。原則、届け出後の変更を認めない

- (1) エントリー人数は、選手18名、役員7名とし、各試合にベンチ入りできる人数は、選手7名、役員7名とする
- (2) 大会エントリー提出期日は以下の通りとする。なお、提出先は第1種委員会からの案内を確認すること
代表決定戦：2025年4月18日（金）15:00まで

提出物：エントリー表、エントリー選手登録一覧表、プライバシーポリシー同意書

第13条 大会参加費

大会参加にあたりチームは20,000円の参加費を期日までに以下の口座へ支払うこと

振込先：埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通口座 4311969

口座名：公益財団法人 埼玉県サッカー協会

振込期日：2025年4月18日（金）着金

尚、本大会に参加するための諸経費(交通費・宿泊費・通信費・他等)は全て、参加チームの負担とする。

第14条 代表者会議

日時：2025年4月13日（日）19:00～

方式：オンライン(ZOOM)

参加者：第1種委員、チーム代表者1名

第15条 ユニフォーム

大会実施年度のJFAユニフォーム規程による

正副2組の異色のユニフォーム(シャツ、パンツ、ストッキング、GK共)を準備し、参加申込書により大会登録すること。

尚、参加申込書提出期限後のユニフォーム及び背番号の変更は認めない

第16条 審判員

主審、副審、第4の審判員については、本協会審判委員会に派遣を依頼する。

- (1) 審判員は、キックオフ時刻の90分前までに会場に到着しなければならない。
- (2) 主審、副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員が、主審、副審を務める。

(3) 審判員の手当ては次のとおりとする。

主審6,000円 副審5,000円 第4の審判員4,000円

(4) 緊急事態により審判員が交代した場合、または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは次のとおりとする。

① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合、及び、試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない。

② 試合途中の負傷等により交代した場合、及び試合が中止になった場合の手当ては定められた半額を支払う

③ 試合途中から、より責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して定めた手当てを支払う。

第17条 マッチコミッショナー

今大会ではマッチコミッショナーを設置し、次の事項を遵守しなければならない

(1) キックオフ時刻の70分前に出場チーム（監督及びチームスタッフ）、審判員、運営責任者を集め、マッチコーディネーションミーティングを開催する

(2) 試合前に大会参加申込書、メンバー提出用紙ならびに選手証により選手の試合出場の資格を確認しなければならない

第18条 会場への到着

チームは、キックオフ時刻の70分前までに会場に到着しなければならない

第19条 メンバー表の提出

(1) チームは、以下の試合開始前の時間までに、「メンバー提出用紙」へ必要事項を記入し、全選手の選手証とともに試合開始70分前までに本部に提出し試合エントリーを完了しなければならない。

(2) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審及びマッチコミッショナーの承諾を得た場合に限り認められる。なお、認められる選手の変更は次のとおりとする。ただし補充する選手は出場チームが事前にエントリーをした40名の中からとする

① 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。

当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める。

② 控え選手の場合、新たな選手を補充することができる。

第20条 チームベンチについて

チームベンチはピッチ上本部からフィールドに向かって

- 左側・・・トーナメント表の左側に記載されているチーム
- 右側・・・トーナメント表の右側に記載されているチーム

第21条 試合勝敗の決定

(1) 試合は90分（前・後半45分）とし、90分で勝敗が決しない場合、30分（前・後半15分）の延長戦を実施する

(2) 前項の延長戦で勝敗が決しない場合は、ペナルティーキック方式にて代表チームを決定する

(3) 延長戦・ペナルティーキック方式に入る前のインターバルは以下の通りとする

① 延長戦に入る前のインターバル：3分以内

② ペナルティーキック方式に入る前のインターバル：1分以内

第22条 キックオフ時刻の厳守及びハーフタイム

第1種委員会が定めたキックオフ時刻を遵守しなければならない

(1) いずれか一方のチームがキックオフ時刻に会場に現れない場合、相手チームは45分間待機する

- (2) 前項の待機時間経過後、会場に現れなかったチームは、敗戦したものとみなす
- (3) ハーフタイムのインターバルは、原則、15分間とし、後半のキックオフ時刻は、前半終了時刻の15分後とする

第23条 試合の中止及び中断の決定

試合の中止は、主審がマッチコミッショナー及び運営責任者と協議のうえ決定する。主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合、マッチコミッショナー及び運営責任者が協議のうえ 決定する。

第24条 選手の交代

選手の交代は、次のとおりとする

- (1) 試合中の選手交代は5名以内とし、交代回数は3回までとする。試合中の交代は各チーム、ハーフタイム時を除く最大3回とする。
- (2) 延長戦において、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回(ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く)までの選手交代を行うことができる。
- (3) 交代は、退出選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない。
- (4) 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の交代人数追加等の対応は行わない。

第25条 敗戦とみなす場合

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは敗戦したものとみなす

第26条 不可抗力による開催不能または中止

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、その試合は、「再試合」、「再開試合」または「中止時点で試合終了」のいずれかとし、実施委員長が決定する。

- (1) 「再試合」、「再開試合」または「中止時点で試合終了」とは、次のとおりとする
 - ① 「再試合」はその試合を不成立とし、あらためて最初から別の試合を実施する。
 - ② 「再開試合」はその試合の中止時点から残りの試合時間を競技し、中止時点までと残りの部分の競技結果を合わせて1つの試合として取り扱う
 - ③ 「中止時点で試合成立」は中止以降の試合時間を競技することなく、中止時点の結果をもって1つの試合として取り扱う
- (2) 試合開始前の場合、キックオフ時刻から最大1時間待ち、試合実施が不可能な場合は延期試合とし、予備日程にて試合を実施する。なお、代表決定および代表決定戦進出チームを選出できなかった場合は第33条(5)に則り、決定することとする
- (3) 試合開始後、主審が試合中断を判断し、その後1時間を超えた場合の処置は次のとおりとする
 - ① 当該試合が前半を終えている場合は、試合が中断した時点でのスコアをもって試合成立とする。但し、スコアが同点の場合は第33条(5)に則り、勝敗を決する。
 - ② 当該試合が前半を終えていない場合、さらに最大1時間待ち再開不可能な場合は、主審、マッチコミッショナー、運営責任者、両チーム代表者が協議の上、別途「再試合」を行う。但し、両チーム及び関係者(審判等)の予定及び会場確保の可否などの観点から「再試合」を実施する日程が組めない場合、試合が中断した時点でのスコアをもって勝敗を決する。スコアが同点の場合は第33(5)に則り、勝敗を決する。

第27条 退場処分

退場処分を受けた選手は、本大会規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。なお、退場を命ぜられた選手の残存した出場停止処分については、順次、次の公式戦で適用される。但し、代表

決定戦で退場処分を受け、次戦以降の出場停止処分を裁定された選手は、当該チームが天皇杯本大会に進出する場合、本大会をその対象試合とする。また当該チームが天皇杯本大会に進出しない場合、次戦の公式戦をその対象試合とする

第28条 警告による出場停止処分

同一試合で2回の警告による退場を命ぜられた選手の出場停止処分については、順次、次の公式戦で適用される。但し、代表決定戦で2回の警告による退場処分を受け、次戦以降の出場停止処分を裁定された選手は、当該チームが天皇杯本大会に進出する場合、本大会をその対象試合とする。また当該チームが天皇杯本大会に進出しない場合、次戦の公式戦をその対象試合とする

第29条 本大会期間中の累積警告

本大会期間中の累積警告は、本大会をもって効力を失う

第30条 表彰

(1) 優勝チームには以下を授与する

- ① 県知事杯（持ち回り）
- ② 会長杯（持ち回り）
- ③ 彩の国カップ（持ち回り）
- ④ 共同通信社盾
- ⑤ 賞状
- ⑥ メダル

(2) 準優勝チームには、賞状・メダルを授与する。

第31条 義務

優勝チームは天皇杯 JFA 第105回全日本サッカー選手権大会に埼玉県代表として出場する

第32条 大会規律委員会

本大会に大会規律委員会を設置し、(公財)埼玉県サッカー協会は、(公財)日本サッカー協会の懲罰規程第3条により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規程第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する

第33条 その他

- (1) 参加資格に違反し、そのほか不正な行為があった場合は、本大会規律委員会にて協議及び懲罰案を作成され、(公財)埼玉県サッカー協会フェアプレー規律委員会の裁定を受ける
- (2) 競技中における負傷・疾病等の応急処置以外は、各チームの責任で処置する
- (3) 参加者は健康保険証を持参し、スポーツ傷害保険に加入していること
- (4) その他、開催要項に記載のない諸問題が生じた場合は第1種委員会にて措置を決定する
- (5) 開催の延期・中止により代表決定ができなかった場合、または代表チームが不正などにより本大会出場が不可となった場合は、①前年度上位進出連盟の代表チーム、②①以外の連盟における連盟代表チーム、③県協会が推薦するチームの順で代表を選出する